

お知らせ

記者発表資料

平成30年4月19日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は工事関係者事故を発生させた下記業者について指名停止の措置を行いました

1. 指名停止措置業者名及び住所

井上建設株式会社 広島県三原市久井町江木1471

2. 指名停止措置期間

平成30年4月19日 ～ 平成30年5月2日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者が施工していた三次市君田町の太陽光発電所建設工事現場において、労働者にショベルカーで泥をかき出すための準備作業を行わせるにあたり、誘導員を配置せず、危険を防止するため必要な措置を講じなかった結果、平成29年4月27日に当該労働者がショベルカーごと約1メートル下の池の中に転落し、窒息死した。これに関し、当該業者及び当該工事の現場代理人が労働安全衛生法違反により略式起訴をされたため。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第8号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---------------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から <u>2週間以上2ヵ月以内</u> |



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])
082-511-6064 (直通 [9:15~19:00])

総務部 契約課長 かわい たかし 河合 高志 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐 さとう ひろかず 佐藤 博和 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])

契約管理官 たくわ ゆうじ 宅和 祐治 (内線130)

◎総務部経理調達課長補佐 いけじり やすひと 池尻 泰人 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 いわた やすひさ 岩下 恭久 (内線2117)

企画部 環境調整官 いのうえ かずひさ 井上 和久 (内線3114)